

新型コロナウイルス感染症認定の「比較する期間」の緩和について

セーフティネット保証4号・5号の売上高の減少要件について、売上高の比較は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較することとしています。原則として新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以後の月の売上高は比較対象に入らず、同感染症の影響を受ける直前同期（以下「前年等」と言う。）と比較することになります。「最近1か月」の売上高の対前年等同比に加え「最近6か月平均」の売上高の対前年等同期比も可とします。

通常： 「最近1か月の売上高等」と前年等 同月を比較
+その後2か月間（見込み）を含む3か月の売上高等と前年等 同期を比較
緩和： 「最近6か月の平均売上高」と前年等 同6か月の平均売上を比較
+その後2か月間を含む3か月の売上高等と前年等 同期を比較

- ・売上減少要件の緩和では「申請書」の変更はありません。「最近1か月間の売上高等」を「最近6か月間の平均売上高」と読み替えて使用します。認定書発行時に認定書右上に「最近6か月の平均」使用とゴム印を付して発行します。
- ・「最近6か月間の平均売上高」を比較期間として申請する際は「計算チェック表（最近6か月の平均用）」を使用の上、算出し申請書に添付して下さい。

（例）令和4年1月中に申請する場合

○通常の比較月：「最近1か月の売上高」

- ・「令和3年12月の売上高」と「令和元年12月の売上高」を比較
（12月の売上高が未集計の場合は、11月売上高でも可とします）
- ・「令和3年12月の売上高」と令和4年1月及び令和4年2月売上見込みを含む3か月の売上高と令和元年12月～令和2年2月の3か月を比較

○緩和の場合の比較月：「最近6か月の平均売上高」

- ・「令和3年7月～令和3年12月の平均売上高」と「令和元年7月～令和元年12月の平均売上高」を比較
（12月の売上高が未集計の場合は、令和元年6月～令和元年11月の平均売上高でも可とします）
- ・「令和3年7月～令和3年12月の平均売上高」と「令和4年1月及び令和4年2月売上見込み」を含む3か月の売上高の合計と「令和3年7月～令和3年12月の平均売上高」と「令和4年1月及び令和4年2月売上」の合計を比較

- 「創業者等運用緩和の対象者（*1）」についても現行の「最近1か月間の売上高」の比較に加えて「最近6か月の平均売上高」の比較が可能です。

（*1）業歴が3か月以上1年1ヵ月未満の前年等実績のない創業者や、店舗拡大及び業務拡大により前年等比較が困難な事業者用

運用緩和 ①

通常と比較：「最近1か月の売上高等（※）」と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較

（例）令和4年1月中に申請する場合

○通常と比較：（※）（12月の売上高が未集計の場合は、11月売上高でも可とします）

○緩和：「最近6か月の平均売上高」

（令和3年10月～令和3年12月までの期間内の売上高等により申請可能）

「令和3年7月～令和3年12月の平均売上」と令和4年1月を含む1月～3月の平均売上高と比較

（注）比較する前年同期の売上高等に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている期間が含まれる場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月以降は前々年同期の売上高等と比較してください。